戦後台湾における日本語政策 ―脱日本語から日本語の受容へ―

岡 本 輝 彦

1. はじめに

台湾はかつて日本の統治下にあり「国語」1) 教育が行われたが、戦後中華民国に接収されると それまでの日本語から当時中国大陸で普及が進め られていた中国語²⁾に転換されることになった。 当然のことながら日本語はそれまでの「国語」の 地位を追われ、中国語の普及とともに台湾社会か ら消滅していくであろうと思われた。ところが戦 後60年以上経過した現在、台湾では街中いたる ところから日本語が聞かれ、毎日日本のテレビ番 組が放映されている。また、公的機関はもとより 民間の語学学校でも日本語教育が行われている。 これは政府の言語政策、外国語教育政策によると ころが大きいと考えられるが、それでは日本語は どのようにして台湾社会に受け入れられるように なったのであろうか。本稿では戦後における台湾 政府の日本語政策がどのように変化し現在の状況 になったのかについて述べることとする。

2. 先行研究

戦後初期の日本語については言語政策の視点から藤井(2003)、何(2000)、中山(2009)、文化政策の視点から黄(1999)、菅野(2012)など多くが考察を試みている。戦後から現在までの日本語に関するものとしては蔡(2003)、藤井(2005)、岡本(2012)、谷口(2013)、徐(2012)などがある。蔡は日本語教育戦後の日本語教育については、蔡は戦後の日本語教育の観点から主に日本語教育機関の設立年を中心に過渡期(1945年~1947年)、日本語教育の暗黒期(1947年~1963年)、日本語転換期(1963年~1980年)、日本語開放期(1980年~1989年)、日本語教育の飛躍期(1989年~1996年)、日本語教育の多岐期(1996年~現在)の6つの

時期に分け、結論として日本語ができる人材が不 足したことにより政府の政策が変化していったと している。それに対して藤井は言語政策の観点か ら蔡との異なった見解を述べており戦後の日本語 を「中華民国の「国語」(漢語)普及を妨げる存 在としての日本語」(1945~1987)と「多言語 社会の中の日本語」の二つに時代区分し、戦後の 日本語の位置づけを明らかにしている。さらに、 陳は日中(台)講和条約(1952年~1971年)、 日中国交正常化(1972年~1986年)、戒厳令解 除(1987年~)の3期に区分し、戦後60年の変 遷について述べた上で民主化が進展するにしたが い、政府の日本語に対する規制が緩和されていっ たことが今日の若者が日本語を受け入れていった とし、日本語ができる人材が必要と考えた政府が 政策を転換したと述べている。これに対して谷口 は台湾社会における日本語の受容について継承日 本語を論点として言語政策、日本との経済や文化 交流、人的交流といった社会の変容により日本語 の位置づけが変化していったと述べている。また、 徐は政府公報を手がかりとして戦後の蒋介石と蒋 経国二代の総統時代にいかに日本語が排斥されて いったかを明らかにしている。本稿ではこれらの 先行研究を検証しつつ新たな視点を加えていくこ とにする。

3. 戦前の日本語の位置づけ

台湾は1895年から1945年までの50年間日本の 統治下にあり、その間国語として日本語教育が行 われていた。特に1937年日中戦争以降は台湾人 を中国大陸から隔絶させることを目的に「皇民化」 運動が繰り広げられるとともに、強力に日本語教 育が推進された。社会においては学校や役場の職 員が結婚する際に「国語」ができることを条件と 課したり、国語不解者から「国語習得過怠料」を 徴収したりするところもあったという(近藤1991: 101)。それに対して「国語常用家庭」という制 度が定められ、日本語常用していると認定されれ ば様々な優遇が受けられた。一方、教育において はそれまで随意科目であった漢文科が廃止される と同時に国語は同化・皇民化の手段として最も重 視されたため、台湾人に対して国語への一元化が 急がれた。1941年内地の小学校が国民学校に改 称され台湾の小学校、公学校も国民学校に改めら れ集約されることになったことで、制度的には完 全な日本人と台湾人の共学が実現したが、日本人 児童と台湾人児童とでは教育内容が別扱いされて いた。戦前の日本語教育について蔡は「50年間 の教育は『国語』教育と日本語教育に分けられ」 たとし、これを「50年間の日本語教育は差別教 育そのものであった」と批判している (蔡2003: 58)。さらに、藤井は「台湾人にとっては『国語』 教育という名で、日本人とは別の教育が実施され てきただけなのである。こうした差別的境遇にあっ ては、台湾の人々は『国語』教育を通した民族へ の同化・文明への同化を全肯定したわけではない」 と指摘している。(藤井2005:43) ともあれ、 台湾社会においては日本語が普及する結果となり 「国語理解者」が57.02%にまで増加した(鐘 1993:208) という。台湾はもともと多言語地 域であった。歴史的には先住民3)がおり、その先 住民もひとつではなく多数の民族から構成されて いた。それぞれが固有の言語を有しておりお互い に意志の疎通はできなかった。その後対岸の中国 大陸から漢民族系の移住者が相次いだが、主に福 建省南部から移住してきた福佬人と呼ばれる人々 とそれよりやや遅れて広東省や福建省付近からやっ てきた客家人と呼ばれる人々がいるが、それぞれ 閩南語、客家語を使用していた。閩南語、客家語 ともに中国の方言とされているが、話し言葉では コミュニケーションができないほど異なっている。 日本語が普及した結果、日本語はエスニック・グ ループ 4 間の共通語となり、また教育を普及さ せたことで教育言語、さらには台湾の知識人にとっ ては生活言語となっていた。

4. 脱日本語と国語の普及

1945年かくして50年に及ぶ日本統治時代が終 わりを迎えた。10月25日「中国戦区台湾省受降 式典」が行われ、正式に台湾は中華民国への復帰 を果たしたことにより台湾人の国籍は法的に日本 から中華民国へ変更され晴れて「中国人」となっ たのである。しかし、当時は下駄を履くなどまだ 日本の習慣が残っていたり、日本の地名や神社が そのままであった。その上、上述のとおり台湾で は日本語が使用されている状況であった。国民党 政権 5) にとって脱日本化と祖国化が最大の課題で あったことはこれまでの多くの先行研究が示すと おりであるが、脱日本化政策は日本の名残を一切 排除するように行われた。政府公報からその一部 を見てみると1945年11月「臺灣省各縣市街道名 稱改正辦法」6) により各県市の日本に関する道路 の名称を中華民国に関する名称に改正することが 求められ、同年12月には「臺灣省人民回復原有 姓名辦法」7)により日本名により変更した者の中 国語名に変更することが決められた。同年12月 「臺灣省電影審査暫行辦法」8) の成立により日本 映画の上映が禁止され娯楽にまで及ぶようになっ た。このように「脱日本化」政策が徹底的に行わ れたが、当時行政長官公署の長官であった陳義は 接収に際し「工商不停業、行政不中断、学校不停 課」9)の三つのスローガンの中に教育を掲げてい たように教育は重視されていた。そこで、最優先 課題であったのが言語の問題であった。中国大陸 で進められていた中国語が台湾において「国語」 として推進されることになり、1946年4月台湾 省国語推行委員会が発足し台湾省国語運動綱 領10) により「国語」(中国語)普及の方針が定 められ推進されると同時に「脱日本語」政策が開 始され、1946年2月宣傳委員會が各書店に対し て「日本の図書、雑誌に関する取締り規定」の通 達11)が出され、その規定に違反した書籍は焼却 処分されるように命じられた。10月には新聞、 雑誌の日本語版が廃止される12)ことになり、台 湾社会から日本語が次々に排除されていった。一 方、学校教育においてもそれまでの教育言語であっ た「国語」(日本語)から新しい「国語」(中国 語)へと変換されることになった。これは1944 年「台湾接管計画綱要」第八教育文化第44条「接 収管理後は、国語(中国語)の普及政策を定め、 期限を切り段階を経て実施すべし。小中学校は国 語を必修科目とし、公務員・教員が、まず国語用 うべし。(略)」(引用は黄1999:21による) とすでに定められていた。当然のことながら、当 局は「国語」(中国語)の普及には日本語は障害 になるとして徹底的な「脱日本語」政策を展開し たものの、性急な言語転換が実施できるはずもな かった。学校教育を成功させるには有能な教師が 大量に必要であったが、中国大陸は混乱した状態 であり、大量の中国語教育ができる教師を各小、 中学校に派遣できず(岡本2012:7)、また待 遇の悪さから台湾にやってくる教師は少なく、来 台した教師も生活苦を訴えていたほどであった。 (菅野2011:47) そのため、本省人¹³⁾ 教師が教 えなければならず、当初は教育現場では日本語が 使用されていた。これに対し、教育処長であった 范寿康は「各学校はできる限り国語で教授し、三 月から九月は国語の補習期間とするが、九月以降 の翌年度からは必ず国語で教授すること」(引用 は菅野2011:47による)を明言していたとおり、 1946年7月「教学は一律国語を使用し、日本語 を使うことは許されない」14) ことが定められ た。しかし、政府の失政によりいわゆる2.28事 件15)が起こったこともあり、完全に日本語を教 育の現場から排除することはできなかった。「国 語」普及を推進する国民党政権は1947年6月及 び9月二度にわたり教職員、学生に対して授業だ けでなく、学校構内における会話などの日本語使 用を一切禁止した16)。1949年大陸の内戦に敗 北、12月に台北を臨時都市とし、台湾に撤退し た国民党政権は以後大陸の共産党政権と対峙する ことなった。「正統中国」を掲げる国民党政権に とってさらに台湾を中国化する必要があった。そ こで、「国語」(中国語)の普及は不可欠となり、 日本語と同様に各エスニック間の言語も排除の対 象となり「国語」が最も高い地位に置き、社会的 には支配言語としての「国語」と他の言語との上 下関係を明確にする、いわゆるダイグロシア化さ せるために「国語」への一元的な言語政策を進め

ていった。菅野(2011)によると「1950年を通

じて頻繁に見受けられたのは各県・市の議会や役所での日本語使用禁止の通達であった」(菅野2011:190)と指摘しているとおり、「脱日本語政策」は堅持されていた。ところが、その後の台湾社会の変容、内政、外交などによりこの「脱日本語政策」は徐々に変化を見せるようになる。

5. 台湾社会の変容

5.1. 日台関係

1949年国民党政府は数年にわたって中断され ていた日台間の貿易は1950年9月に通商協定に よる貿易計画が結ばれた(山田2011:124) こ とにより再びスタートすることとなった。1952 年日本との間に日華平和条約が締結され日本と中 華民国両国の国交が回復したことにより経済を背 景に両国の結びつきはより緊密になっていった。 1950年代における日本からの輸入額は米国に次 ぎ全体の約3割を占めるにいたった(山田2011: 120)。1959年には「外国人投資条例」改正し 1960年には「投資奨励条例」を定めたことによ り1960年代は工業輸出指向政策を打ち出した。 これは工業の投資市場を完全に外国に開放するこ とにあった。62年には「技術提携条例」により 台湾の家電各メーカーが日本の松下、シャープ、 東芝といった日本企業と提携し、技術が次々に導 入されていった。これにより家庭電気製品が普及 し輸出力を強化した。また、65年には「輸出加 工区設置管理条例」制定で直接投資が推進され日 本からの技術移転はさらに容易になった。(曾 1993:49) 1960年代における工業輸出指向政策 が功を奏し、日本との貿易・経済交流が一層盛ん になる中、台湾の経済は順調に成長していった。 1972年9月日中国交正常化による日本との国交 は断絶したものの、経済関係は継続された。民間 ベースの交流も以前よりも盛んになり、1979年 海外旅行の自由化により海外渡航者は1970年の 台湾から日本への入国者数は46,535人であった のに対し、1980年には235,549人となり大幅に 増加した17)。台湾の経済発展には日本との関係 が不可欠であることから1980年以降も依然とし て台湾にとって米国と並び日本は主要な貿易相手 国であった。また、日系企業進出、日台合弁会社

設立が相次ぎ、日本語ができる人材が必要とされ た。

5.2. 外交と経済

1949年台湾に撤退して以降、国民党政権こそ が中国を代表する唯一の合法政権とし台湾を復興 基地であると強調してきたが、1970年代は71年 10月に国民党政権は国連を追放され、72年2月 当時のニクソン米国大統領の訪中、同年9月日中 国交正常化による日本との国交断絶、ついに79 年米中国交回復による米国との国交断絶と相次ぎ、 国際的支持基盤が大きく揺らぎ国際的に孤立の度 合いを増していった時期である。また、内政にお いても75年蒋介石死去による先行きの不透明な 時代であったことから(菅野2011:297)国民 党政権の正統性そのものが問われる事態となった。 これに対し、経済を軸に国際関係は維持しつつ、 政権の正統性を内部にも求めていかなくてはなら なくなり、蒋介石の後継者となった蒋経国は政治 面では「本省人の抜擢・登用」の「本土化」を進 める一方で、内に対しては1974年から大規模な 投資による「十大建設」18)という国家プロジェク トを実施しインフラの整備を進めた。1978年か らは「十大建設」の継続として「12項目建設」19) が実施に移され、文化事業や社会開発が新たに打 ち出された。政治的「本土化」が進んだ結果、 1987年7月には戒厳令解除された。1987年から は「14項目建設」20)も始められ生活向上ための 内需拡大(曾1993:51)を、外に対しては経済 を軸に民間ベースでの貿易・経済交流により国際 関係を再構築すべく1984年行政院 21)で経済の 「自由化・国際化・制度化」を掲げ(曾1993: 50) 、国民党政権は国際化を目指す政策を明確 に打ち出した。内政では1987年7月には40年近 くに及ぶ戒厳令が解除された。それとともに「報 禁」、「党禁」も解禁され、1988年には本省人 として初めて総統となった李登輝22)政権が発足す ると、民主化が推進されその後の言語政策に大き な影響を与えた。

一方、国内経済は1960年代における工業輸出 指向政策が功を奏し、日米との貿易・経済交流が 一層盛んになる中、台湾の貿易収支全体がついに 黒字基調に転じ、1970年代は外交、内政で苦境に立たされながらも政府主導の経済対策により経済は順調に成長していった。台湾の一人当たりのGNPは1970年には360ドルであったのが1980年には2155ドルとなり初めて2000ドルを超え、1985年には2992ドル、1990年には7285ドルにまで上昇した。可処分所得に占める教養娯楽費の割合は1980年12パーセント、1990年には15.88パーセントまでに達した(羅2003:50 第2表による)。この内需拡大による経済成長、戒厳令解除等により消費社会が形成されていった(曾1993:46)結果、日本からの輸入が大幅に伸びていくと同時に日本のサブカルチャーも流入していった。

6. 映像メディアにおける日本語の解放

映像メディアは1949年に施行された戒厳令下 にある1962年に初めて台湾テレビ、69年中国テ レビ、71年中華テレビが開局されたが、97年ま でこの3局による独占状態が続いた。この地上波 3局はそれぞれ国民党、台湾省政府、軍が株式大 半を所有していたことから中華文化の浸透と国語 の普及の役割として期待された。国民党政府の「正 統中国」というイデオロギーを伝達し増幅するこ とが求められた地上波テレビ局が日本語による日 本の番組を放映することなどありえなかった。地 上波テレビ局の日本番組の放映は当然のことなが ら全面的に放映が禁止され、台湾の番組制作に関 して厳しい規制が設けられていた。羅(2003) によると行政院新聞局は基本的に1974年4月に 制定された「日本と関係がある映画を扱う場合の 三原則」23)を適用するが、「日本に関するニュー ス、ドキュメンタリーは日本語の字幕と日本語の 発音は避けるべきであり、ドラマのストーリー上 の必要性から日本で撮影を場合にも、日本語の使 用と日本語の画面(例えば、日本語の看板)と日 本の風物を宣揚することを避けるべきである」と 定められているとしている。日本とは経済的に強 い結びつきであったが、映像メディアにおける日 本語使用禁止は厳守されていた。ただ、当時放映 されていたアニメーションの9割は日本から輸入 されたものであったが、これに対して行政院新聞 局の見解は「日本のアニメは日本の色彩が乏しく、

教育的意義があるので、審査の通過後は、放映を 許可する」というものあった。しかし、日本を思 わせる場面や設定はカットや変更が求められたと いう。(羅2003:54) 日本のアニメーション放 映には多くのコマーシャル収入を得るためには視 聴率の高い番組を放映する必要があったという背 景があった。(羅2003:54) そこで、日本色の 少ない日本のアニメーションの放映だけは認めら れたということである。しかし、「国語」を普及 させ国民党政権の意思を伝達するために統制され ていたことから地上波のテレビ番組は国民党偏重 の番組が中心であったため、地上波3局の番組は 本省人の欲求を満たせなくなっていた(岡本2011)。 このような状況のなか、1987年NHK(日本放送 協会)は衛星放送を開始したが、日本列島をカバー するにはその範囲に韓国、台湾の一部を含んでし まい、意図しない形で放送ビームが届くという事 態、いわゆるスピルオーバーが生じた。(松下 2008:122) これにより台湾ではパラボラアン テナさえあれば受信できるようになり、多くの家 庭で設置するようになったが、NHKの衛星放送 番組を視聴するのは主に日本統治時代に日本の教 育を受け、日本語が理解できる本省人の中産階級 であった。これに対し政府は規制に乗り出したも のの、1988年11月にはパラボラアンテナを取り 締まらないことを宣言した(羅2003:52)。こ れは政府が日本語による日本の番組の視聴を事実 上認めることを意味することとなった。次に普及 したのは第4台と呼ばれるケーブルテレビである。 その始まりはNHK衛星放送開始以前の1969年に までさかのぼる。当初の目的は山間部の地上波テ レビの難視聴対策であった。地元の電器店が各家 庭にケーブルを引いて配信していたが、この方法 は手軽であったことなどの事情から非合法に衛星 放送や日本のテレビ番組などを配信する業者も現 れ始め、1980年代後半より普及した。1987年戒 厳令解除により「報禁」も解除されたこともあっ て当初、当局は娯楽性が強く政治的な影響力はさ ほどないと判断したため取り締まりも厳しくなかっ たが、政治利用されるようになると新聞局は「線 切りチーム」を組織し建造物のケーブルを見つけ 次第切断するという手段で取り締まった。しかし、

違法ケーブルテレビ局を摘発し刑罰を加える法律を立法することはなかったため、普及する結果となってしまった。1992年6月アメリカが要求していた著作権の保護に対応するため著作権法が改正され、1993年8月「ケーブルテレビ法」を成立し、それまで非合法であったケーブルテレビが合法化された。ついに新聞局は11月に日本語による日本のテレビ番組放映、音楽などを開放し、1994年より地上波テレビ局においても放映が解禁された。地上波テレビ局が開局されて以降、メディアにおいて「脱日本語化」政策が展開されたが、ようやく日本語が解放されたのである。これには政治的民主化の進展、台湾の経済発展、インフラ整備、日本との経済関係などが背景にあると考えられる。

7. 日本語教育の解放

「国語」普及の障害になることから、日本語 は学校教育から厳しく排斥されたことはすでに述 べたとおりであるが、外交及び経済政策により徐々 に変化を見せるようになる。日本との国交回復が 契機となり経済・貿易交流がより促進するなか、 1963年戦後初めて中国文化学院(現中国文化大 学) に日本語組が開設された。これは国民党政権 が日本と関係を重視したこと、すでに若い世代に は「国語」が普及していたこと(岡本2013: 5) 、そして、国民党政府元教育部長を務めた張 其昀が大学創設者であったこと (蔡2003:18) などが背景にあると考えられるが、いくらか規制 はあるものの高等教育機関で日本語教育が始めら れたことは大きな意味を持っていた。それ以降日 本語組の設立が相次いだが、国交断絶によりこの 動きは途絶えてしまった。ところが、1980年代 に入り台湾は高度経済成長期を迎えると、先ほど の動きとは別に1980年国立としては初めて台中 商業専科学校(5年制専門学校に相当)に応用外 語科日文組が開設された。また、1987年「高級 職業学校(実業高校に相当)課程標準」公布によ り商用日文科が設立可能となった。国民党政権が 推進する経済の「国際化」政策にとって米国と並 び日本は重要な貿易相手国であることは応用外語 科に英文組と日文組しかなことからもわかる。80 年代のこの二つの動きは経済・貿易交流に必要となる人材の育成が目的であったことが明らかであろう。

1988年李登輝政権が発足されると五大改革 24) が進められることとなったが、その中に教育も含 まれており教育がいかに重視されていたかがわか る。その中でも言語教育において大きな二つの相 対する流れが存在した。一つは「本土化」であり、 もう一つは「国際化」である。「本土化」は上述 のとおり本来政治面における「本省人の抜擢・登 用」のことを意味していたが、教育における「本 土化」は山崎によると「教育内容を台湾の生活環 境や歴史経験に基づくものにしていく動き」と定 義している。(山崎2002:23) 言語教育におけ る「本土化」はそれまでの「国語」への一元化教 育から各エスニック・グループ間の「郷土言語」 への多元化教育へと大きな言語教育の変換をもた らせた 25)。その一方で、国際化を目指す政府に とって外国語教育も重要であった。英語以外の外 国語教育にも目が向けられるようになった。高等 教育においては大学一年生は英語以外の外国語で も履修できるようになり、日本語教育が行われて おり、中等教育においても高級職業学校には第二 外国語としての日本語が導入されていた。しかし、 高級中学(普通高校)ではこれまで第二外国語の 導入は実施に移されてこなかったが、実は1983 年に公布された「高級中学開設選修科目実施要点」 により第二外国語が選択科目として開講できるこ ととなっていた。ところが、開講できる外国語は ドイツ語、フランス語、スペイン語となっており、 日本語は含まれていなかった (陳1999:74) た め第二外国語導入は見送られた。これは国民党政 権がエリートが集まる高級中学、義務教育段階の 国民中学(中学校)に対する日本語教育導入は日 本語の解放に繋がるとの懸念があったためだと考 えられる。しかし、李登輝政権下では本土化とと もに教育の国際化が推進された。藤井(2007) には教育部(文部科学省に相当する)「教育部公 報 第215期 (1992年11月) では中学校のカリ キャラムについて次のように書かれているところ が訳されているので、ここに転引する。

新たに改訂する国民中学の課程標準大綱草案では、次のように規定する。国民中学の選択科目11科目には、国語、英語(略)…第二外国語を含む。第二外国語については、学校が需要に応じて国民小学3年から毎週2回2時間開放し、日本語、フランス語、ドイツ語(略)…などの教材を提供しなければならない。英語学習の興味のない学生に対しては、国民小学3年生からその他の言語を学習する機会を探れるようにする。同時に、も、多くのその他の異なる言語や文化にも学習する価値のあることを理解させて、グローバル意識や世界観を備えた新世代を養成する。

また、第225期(1993年10月には次のような 記述もある。

『部長は将来大学連合試験(統一テスト)』 では第2外国語を選択受験できるようにす れば、高級中学(高等学校)での選択科目 によって学生の世界観の育成が確実なものに なると指摘した。

このように中等教育に第二外国語を導入し、その中に日本語が含まれることが明記されている。 そして、ついに1995年「高級中学課程標準」 と「国民中学課程標準」の中にはそれぞれ「第二 外語課程標準が含まれており、選択科目のなかに 「日本語」が組み込まれ、(陳1999:74)1996 年より第二外国語推進計画が開始され、正式な科 目として日本語教育が行われることとなった。

こうして戦後台湾の学校教育から排除された日本語は外国語として再び導入されることになったのである。

8. まとめ

これまで戦前日本語が「国語」教育として強制され、戦後は「脱日本語化」が推進された台湾において日本語が受け入れられる経緯と背景を政策を中心に考察してきた。「脱日本語」から「日本語の受容」への政策の変更には日本との経済的関

係が要因の一つであることは違いないが、それだけではなく台湾の内政、外交という内と外の事情によるものが大きいのではないだろうか。

台湾は国交を結んでいる国は少ないが、外国と の民間ベースの交流は盛んである。特に日本とは 経済だけではなく文化交流や人的交流も多い。政 府はそれまでのメディアに対する規制を大幅に緩 和し日本専門のケーブルテレビ局を開局するや大 人気となり、音楽、映画、キャラクターグッズな どの流入とともに若い世代を中心とした日本ブー ムが巻き起こり哈日族(日本大好き族)という若 者文化を生み出した。また、日本のサブカルチャー の消費は若者の日本語学習の動機にもなり、(頼 2002:69) 日本語学習者が増加した。これに対 して政府は大学の日本語専門課程の開設を次々に 許可するとともに、高級中学の第二外国語教育を 推進している。そのほかに、高齢者の生涯学習を 目的に設立された長青学苑や樂齢学習資源中心で は日本統治時代に日本語教育を受けた人々のため に、そして市民センターとしての社区大学では一 般の人々を対象に日本語を開講している。台湾政 府は身近になった日本語を積極的に社会生活に取 り入れようとしている。今後は台湾人の日本語受 容の考察を行うつもりである。

注

- 1) 1895年日本で「国家の言語」とされた「国語」が台湾に導入された。
- 2) 北京官話であるが、現在では北京で使用されている言葉とは多少の偏差を有している。中華人民共和国では日本統治時代に使用されていた「国語」は使用せず、「普通話」と呼んでいる。
- 3) 台湾では1994年より正式に「原住民」という名称で使用されることになった。
- 4) 漢民族が台湾に移住する前から定住しており、14部族が認定されている。彼らはマレー・ポリネシア系で部族により言語は異なる。漢民族は福佬人、客家人、そして1945年以降国民党とともに渡台した大陸のさまざまな地域出身者、外省人。

- 5) 1954年から1987年までを権威主義体制下と されているため、本稿では国民党政権、それ 以降は政府と呼ぶこととする。
- 6) 『臺灣省行政長官公署公報』,第1巻第2期, 1945,臺灣省行政長官公署。11月では (甲)日本の人物を記念する名称、(乙) 日本の国威を発揚する名称、(丙)明らか に日本だとわかる名称を(甲)中華民族精 神を発揚する名称、(乙)三民主義を宣伝 する名称、(丙)国の偉大な人物を記念す る名称に変更することが求められた。
- 7) 『臺灣省行政長官公署公報』, 1巻第4期7, 1945。行政長官公署の命令により皇民化運 動により日本名に変更した者に元の名前に 戻すことなどが求められた。
- 8) 『臺灣省行政長官公署公報』,2巻第1期6, 1945。臺灣省行政長官公署宣傳委員會が上 映する映画を審査することが示され、三民 主義に違反しないもの、国民政府の政令に 違反しないもの、風紀を乱さないものなど が審査基準とされている。
- 9) 「行政を中断しない」「工場の操業を停止しない」「学校教育を中断しない」
- 10) 国語推進の方針について次の6つが示された。
 - ①台湾語を復活させ、方言と比較し国語を まなぶこと。
 - ②国字の読音に注意し「孔子白(台湾語の読音)」から「国音」へと導くこと。
 - ③日本語文を排除し「国音」で直接文を読 み、文章を復元すること。
 - ④言葉の品詞を対照的に研究し文の内容を充 実させた上で新たに国語を作り出すこと。
 - ⑤注音符号により各民族の意思疎通を図り 中華文化を融合させる。
 - ⑥学習意欲を出させ、教育効果を向上させる
- 11) 『臺灣省行政長官公署公報』,1946,春,第1期,臺灣省行政長官公署。「51年間の統治により文化思想上、敵の毒に深く染まっている」ので次の規定に違反している出版済みの雑誌、書籍は発売を禁止し、焼却する①「皇軍」の戦績を賛美するもの

- ②「大東亜」戦争への参加を奨励したもの
- ③わが国の占領状態を報道し、日本の武勲 を宣伝するもの
- ④「皇民化」奉公隊の運動を宣揚したもの
- ⑤総理、総裁、わが国の国策を傷つけるもの
- ⑥三民主義を曲解するもの
- ⑦わが国の国益を損ねるもの
- ⑧犯罪方法を宣伝し治安を乱すもの
- 13) 1945年以前より台湾に住んでいる漢族系の人々。
- 14) 『臺灣省行政長官公署公報』, 1946第13 巻, 秋, 第17期, 263, 教育處
- 15) 1947年2月28日台北市内の闇市場で闇煙草 を売っていた老女を国民党外省人の憲兵が殴 打し、それを非難した本省人男性の一人が その憲兵によって射殺されたことに端を発し 台北市民を群集化させ煙草専売局や憲兵隊 詰所などの公共機関に詰めかけた。翌日行政 長官公署押しかけてきた群集に対して銃撃を 加えた。6人の死者と多数の重軽傷者を出 した。これに対し民衆は暴徒化し、放送局 や憲兵隊を占拠していく。これに対し陳義は 二・二八事件事故調査委員会に事件の収拾 を図らせると思わせ、その間秘密裏に中国大 陸より増援部隊を呼び寄せていた。すると、 武力により二、二八事件処理委員会を含む 多数の本省人を圧倒しこれを鎮圧させた。 この事件後本省人と外省人の間に大きな溝 ができてしまった。
- 16) 『臺灣省政府公報』1947, 秋,第60期,947,教育廳。『臺灣省政府公報』1947,夏,第63期,254-255,教育廳
- 17) 法務省出入国管理統計統計(http://www.moj.go.jp/housei/toukeitoukei_ichiran_nyukan.html) による。
- 18) 1973年に当時行政院長であった蒋経國が打ち立てた大型インフラ整備事業であり、1974年にスタートした。桃園国際空港、台湾鉄道北回り線、台中港、蘇澳港、高速道路の建設、台湾鉄道の電化、原子力発電所建設、

- 造船業、鉄鋼業、石油化学工業の振興を中心とする国家プロジェクトである。
- 19) 「十大建設」の原子力発電所建設や台中港 建設など一部継続事業も含まれておりインフ ラ整備のほかに「文化建設」が加えられ、各 県、市に文化センターを設立することが掲げ られた。
- 20) 「12項目」の一部継続事業が含まれているが、インフラ整備に加え国民生活のために 医療保険、都市ごみ処理などが中心となる
- 21) 内閣に相当する。
- 22) 日本統治時代に日本の教育を受けた人物であり日本留学の経験もある。1988年に台湾本省人としては初めて中華民国総統代行となり、その後正式に国民党主席に就任した。1990年第8期総統となり、1996年初めての総統直接選挙で当選し第9期総統に就任した。親日家として知られ、在任中台湾の本土化を推進し、新しい中学生用歴史教科書『認識台湾(台湾を知る)』を編纂させた。この教科書は日本統治時代について多くの紙面を割き客観的に描写されている。
- 23) 「日本と関係がある映画を扱う場合の三原 則」とは、羅慧雯(2003:53-54)から引 用すると、以下のとおりである。
 - ①日本以外の地域で国語映画を撮影する際、 ストーリー上の必要性から日本人俳優を 出演させる場合、外国映画の輸入管理方 法の第六条によって扱う。
 - ②わが国の文化を発揚するため、国語映画 の内容は日本の風物を宣揚してはならない
 - ③外国映画がストーリー上の必要性のため 日本人俳優が主要な俳優の半数を超える ことはできない。また、内容は映画審査 規則を満たしていれば上映は許可される。
- 24) 五大改革とは「司法」「行政」「財政」「憲政」「教育」の改革のことである。
- 25) 1996年度から「国民小学標準」では「郷土 教学活動」、1997年度からは「国民中学課 程標準」では「郷土芸術活動」の中で「郷 土言語教育」実施された。

参考文献

- 岡本輝彦(2012)「台湾社会における『国語』 と『日本語』の位置づけについての一考察」, 『別府大学日本語教育研究』2, pp.3-12.
- (2013)「戦後台湾における日本語教育の歴史的変遷」,『別府大学日本語教育研究』3, pp.3-11.
- 何義麟 (2000)「『国語』の転換をめぐる台湾人 エスニシティの政治化-戦後台湾における言語 紛争の一考察-」,『富士ゼロックス小林節太 郎記念基金1997、1998年研究助成論文』.
- 黄英哲(1999)『台湾文化再構築1945~1947 の光と影:魯迅思想受容の行方』創土社.
- 近藤純子(1991)「戦前台湾における日本語教育」,『日本語教育の歴史』(講座日本語と日本語教育第15巻)明治書院.
- 蔡茂豊(2003)『台灣日本語教育の史的研究』 (下), 大新書局.
- 鐘清漢(1993)『日本植民地下における台湾教育史』多賀出版.
- 徐秀瑩(2012)「台湾蒋政権における言語に関する政策について:政府公報を通じて」,『人間社会環境研究』23,金沢大学.
- (2013)「台湾省行政長官公署公報(1945-1947)からみる日本語を対象にした言語政策の実態」、『人間社会環境研究』26,金沢大学。
- 曾相榮(1993)「台湾の経済発展と消費社会の 形成」、『立命館経営学』32(3).
- 菅野敦志(2011) 『台湾の国家と文化:「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』 勁草書房.
- ---- (2009) 「台湾における「本土化」と言語政策-:単一言語主義から郷土言語教育へ」『アジア太平洋討究』12.
- 谷口龍子(2013)「日本語排除から日本語受け 入れへ:戦後台湾における言語政策、社会的環

- 境の変容と継承日本語との関わり」,『東京外 国語大学論集』86.
- 陳淑娟(1999)「台湾の中等教育における日本 語教育の現状と問題点」,『中等学校日本語教 育国際学術検討会報告書:中等学校日本語教 育の現状と問題の検討』東海大学.
- 藤井久美子(2003)『近現代中国における言語 政策』三元社.
- ---- (2005) 「台湾社会における日本語の位置づけ:帝国日本と中華民国台湾の言語政策からの一考察」,『日本語支援教育研究報告書』宮崎大学大学院.
- —— (2007) 「1990年代以降の台湾における 言語政策の転換:『教育部公報』の分析を主 として」,『宮崎大学教育文化学部紀要人文科 学』16.
- 中山仁(2009) 『戦後台湾の言語政策』東方書店.
- 松下慶太(2008)「台湾における日本メディア 文化の普及と『日本イメージ』の形成」,『人 文学研究』4,目白大学.
- 松永正義(2004)「戦後台湾の『国語』問題」, 『一橋論叢』131(3), 一橋大学.
- 山崎直也(2002)「台湾における教育改革と『教育本土化』(indigenization of education): 『国家認同』(national identity)と公教育をめぐる政治」,『国際教育』8,日本国際教育学会.
- 山田敦(2011)「1950年代における日本の台湾 輸出」,『人間文化研究』16,名古屋市立大学
- 羅慧雯(2003)「日本製映像ソフトの浸透と台湾の国家政策」,『経済論叢別冊調査と研究』 京都大学.
- 頼錦雀(2002)「台湾における「哈日」現象と 日本語教育」,『天理台湾学会年報』11, 天理 台湾学会.

(2014年3月10日受付)